

令和元年度 第1回島根県道路メンテナンス会議

○日 時：令和元年9月5日（木）

13：15～15：15

○場 所：松江国道事務所 3階大会議室
（松江市西津田2丁目6番28号）

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- (1) 規約改正
- (2) 道路メンテナンス会議の年間スケジュール
- (3) 点検1巡目（H26～H30）の結果
- (4) 点検2巡目（R1～R5）の計画
- (5) 情報提供

4. 連絡調整

5. 閉 会

令和元年度 第1回島根県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役 職	氏 名	代理出席者	
				役 職	氏 名
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長	鈴木 祥弘		
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長	安野 聡		
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長	－	副所長	鎌田 裕介
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長	大賀 隆宏		
	島根県土木部技術管理課	長寿命化推進室長	池森 徹		
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長	－	副所長	久行 高弘
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長	－	課長	北園 和人
	松江市	都市整備部長	－	次長	森原 透
	浜田市	都市建設部長	－		欠席
	出雲市	都市建設部長	－	道路河川維持課 係長	持田 良治
	益田市	建設部長	－	土木課長	青柳 修
	大田市	建設部長	－	土木課 係長	高野 了治
	安来市	建設部長	－	土木建設課 課長	二岡 敦彦
	江津市	建設部門参事	－	土木建設課 課長補佐	松田 徹
	雲南市	建設部長	－	建設総務担当次長	大坂 博宣
	奥出雲町	建設課長	舟木 長		
	飯南町	建設課長	－	課長補佐	関島 哲郎
	川本町	地域整備課長	－	課長補佐	伊藤 広龍
	美郷町	建設課長	－	係長	檜垣 栄作
	邑南町	建設課長	－	主任主事	森上 慶一
	津和野町	建設課長	益井 仁志		
	吉賀町	建設水道課長	－	課長補佐	増本 健治
	海士町	環境整備課長	－	主事	中根 健太
	西ノ島町	環境整備課長	村尾 育紀		
	知夫村	産業建設課長	－	主事	三浦 正裕
	隠岐の島町	建設課長	田中 文男		
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	事務所長	－	副所長	森岡 敏幸
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長	－	業務第二課 課長補佐	飯塚 拓英
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	和田 昌也		
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	藤原 浩幸		
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所		山本 俊彦		
			梅木 寿明		
			板持 光雄		
	島根県土木部 道路維持課		大野 利博		
			原 祐治		
			宅和 泰彦		
			國谷 康弘		
			田中 充		
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課		－		
西日本高速道路株式会社中国支社 千代田高速道路事務所 統括課		－			

令和元年度 第1回島根県道路メンテナンス会議 出席者名簿【配席表】

公益財団法人
島根県建設技術センター 理事長

西日本高速道路(株)中国支社
千代田高速道路事務所長

西日本高速道路(株)中国支社
松江高速道路事務所長

島根県土木部技術管理課
長寿命化推進室長

島根県土木部道路維持課長

国土交通省中国地方整備局
松江国道事務所長

国土交通省中国地方整備局
浜田河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局
中国技術事務所長

国土交通省中国地方整備局
道路部地域道路調整官

国土交通省中国地方整備局
道路部道路保全企画官

松江市 ○
出雲市 ○
益田市 ○
大田市 ○
安来市 ○
江津市 ○
雲南市 ○
奥出雲町 ○
飯南町 ○

川本町 ○
美郷町 ○
邑南町 ○
津和野町 ○
吉賀町 ○
海士町 ○
西ノ島町 ○
知夫村 ○
隠岐の島町 ○

事務局

事務局・随行者

随行者

島根県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「島根県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、島根県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、島根県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長、島根県土木部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における協議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課、島根県土木部道路維持課、島根県土木部技術管理課長寿命化推進室及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月27日から施行する。

平成26年10月23日 別表2改正

平成28年7月 5日 別表1及び別表2改正

平成29年8月25日 別表1及び別表2改正

平成30年3月20日 別表1及び別表2改正

平成30年9月7日 別表2改正

令和元年9月5日 別表2改正

島根県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長
	島根県土木部技術管理課	長寿命化推進室長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長
	松江市	都市整備部長
	浜田市	都市建設部長
	出雲市	都市建設部長
	益田市	建設部長
	大田市	建設部長
	安来市	建設部長
	江津市	建設部門参事
	雲南市	建設部長
	奥出雲町	建設課長
	飯南町	建設課長
	川本町	地域整備課長
	美郷町	建設課長
	邑南町	建設課長
	津和野町	建設課長
	吉賀町	建設水道課長
	海士町	環境整備課長
	西ノ島町	環境整備課長
	知夫村	産業建設課長
	隠岐の島町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

島根県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	総括保全対策官
	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	島根県土木部道路維持課	道路維持グループリーダー
	島根県土木部道路維持課	市町村道グループリーダー
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社中国支社千代田高速道路事務所	統括課長
	島根県松江県土整備事務所	維持課長
	島根県出雲県土整備事務所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所	維持課長
	島根県県央県土整備事務所	維持課長
	島根県浜田県土整備事務所	維持課長
	島根県益田県土整備事務所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局	維持課長
	島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所	維持管理課長
	島根県県央県土整備事務所大田事業所	維持ダム課長
	島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部	工務第二課長
	松江市都市整備部管理課 建設総務課	管理課長 建設総務課長
	浜田市都市建設部維持管理課	維持管理課長
	出雲市建設部道路河川維持課	道路河川維持課長
	益田市建設部土木課	土木課長
	大田市建設部土木課	土木課長
	安来市建設部土木建設課	土木建設課長
	江津市土木建設課	土木建設課長
	雲南市建設部建設工務課	建設工務課長
	奥出雲町建設課	課長補佐
	美郷町建設課	課長補佐
	隠岐の島町建設課	係長
	飯南町建設課	課長補佐
	吉賀町水道建設課 建設水道課	課長補佐
	津和野町建設課	課長補佐
	知夫村産業建設課	係長
	海士町環境整備課	主査 係長
	西ノ島町環境整備課	係長
	川本町地域整備課	課長補佐
	邑南町建設課	課長補佐
	公益財団法人島根県建設技術センター	業務部長
	国土交通省中国地方整備局中国技術事務所	副所長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

令和元年 8 月 9 日
道路局 国道・技術課

橋梁等の平成30年度点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報（一巡目）の公表～

平成 25 年の道路法改正等を受けて、平成 26 年より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5 年に 1 度、近接目視による点検を実施しています。

今般、最終年にあたる平成 30 年度の点検が完了したため、平成 26 年以降 5 年間の点検実施状況や点検後の措置状況等を「道路メンテナンス年報（一巡目）」としてとりまとめましたので、お知らせします。

＜主なポイント＞ ※詳細については別紙をご参照願います。

1) 橋梁、トンネル等の点検実施状況、判定区分

- ・点検は概ね完了（橋梁 99.9%、トンネル 99.5%、道路附属物 99.7%）
- ・判定区分の割合（橋梁）は、Ⅲ：10%、Ⅳ：0.1%（約 6.9 万橋）※
※判定区分Ⅲ、Ⅳ：次回点検までに措置を講ずべき施設

2) 措置の状況

次回点検までに措置を講ずべき橋梁（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、国土交通省管理で 53%、地方公共団体で 20%

3) 点検・修繕の財源の状況

地方公共団体が平成 30 年度に実施した橋梁の点検について、95%以上が社会資本整備総合交付金を活用。修繕については、都道府県・政令市では 68%、市区町村では 88%の橋梁で社会資本整備総合交付金又は補助事業を活用。

4) 長寿命化修繕計画の策定状況

橋梁の長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定した割合は、現時点で地方公共団体で 81%。そのうち修繕の時期や内容を示した計画は 85%で、点検結果を踏まえるなどの更新も 71%にとどまる。

国土交通省では、点検結果を踏まえ、地方公共団体と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施してまいります。

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h30.html

＜問い合わせ先＞国土交通省 TEL（代表）03-5253-8111／FAX（直通）03-5253-1620

【全般】道路局 国道・技術課 課長補佐 中屋 正浩（内線 37892）直通 03-5253-8492
課長補佐 長田 英和（内線 37893）直通 03-5253-8492

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 岡田 太賀雄（内線 37865）直通 03-5253-8492

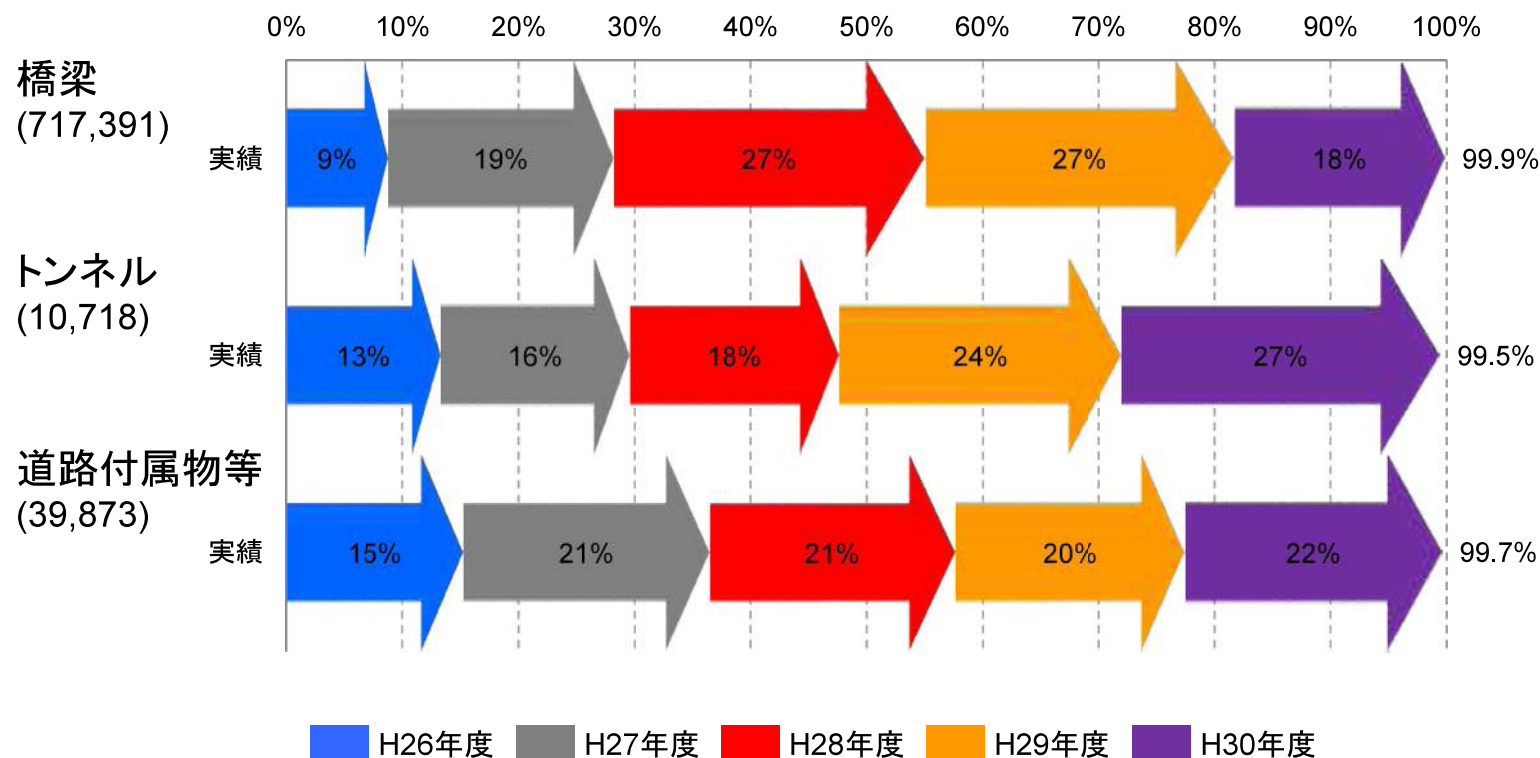
【地方道に関すること】

環境安全・防災課 課長補佐 宮本 久仁彦（内線 38142）直通 03-5253-8495

橋梁、トンネル等の点検実施状況

○ 平成26年度以降5年間(一巡目)の点検の実施は概ね完了。(橋梁で99.9%、トンネルで99.5%、道路附属物等で99.7%)

平成26～30年度の点検実施状況



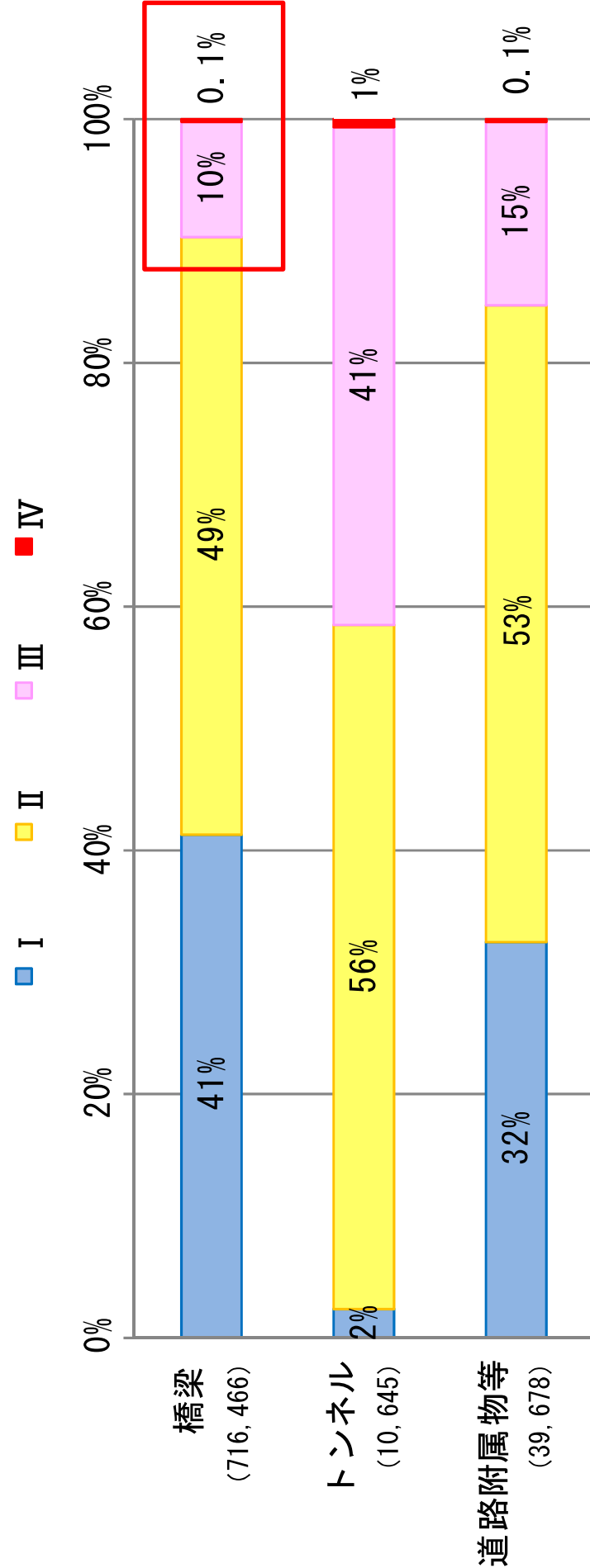
※()内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(平成26～30年度の間に撤去された施設や、上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)

※道路附属物等: シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

橋梁、トンネル等の判定区分状況

○ 全国の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）が10%（約68, 400橋）、緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）が0. 1%（約700橋）となっている。

橋梁・トンネル・道路附属物等の判定区分の割合
(全道路管理者合計)



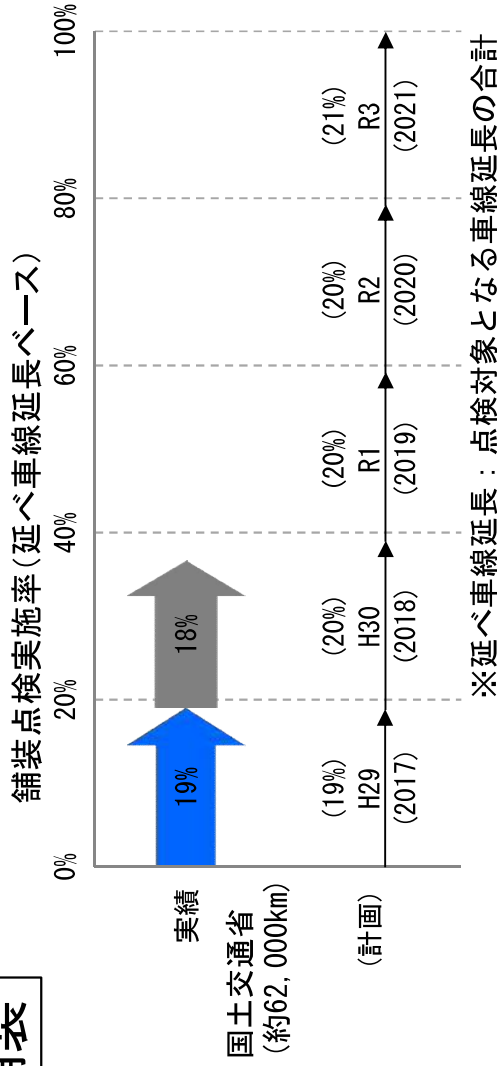
※()内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(平成30年度末時点で診断中の施設を除く)
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

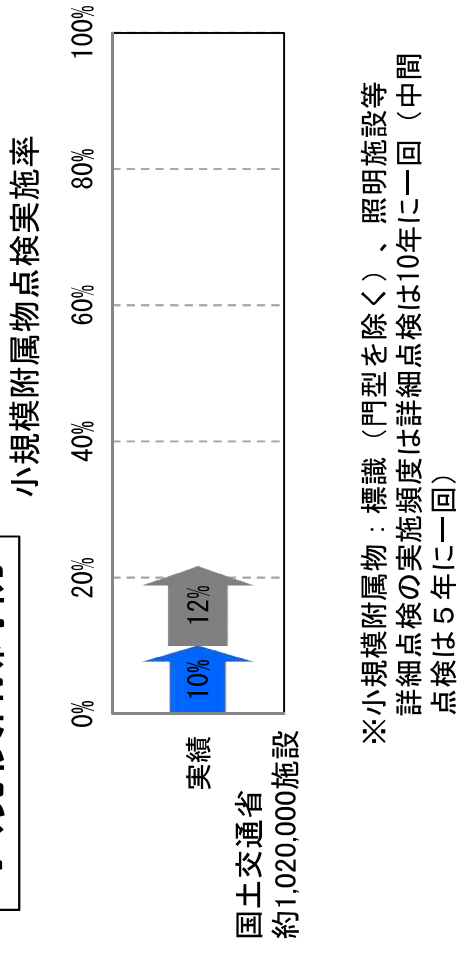
舗装・小規模附属物の判定区分状況

- 国土交通省の管理する道路において、平成29年度以降2年間の舗装の点検実施状況は、37%と着実に進捗。
- 国土交通省の管理する小規模附属物において、平成29年度以降2年間で約22%の施設の詳細点検を実施。

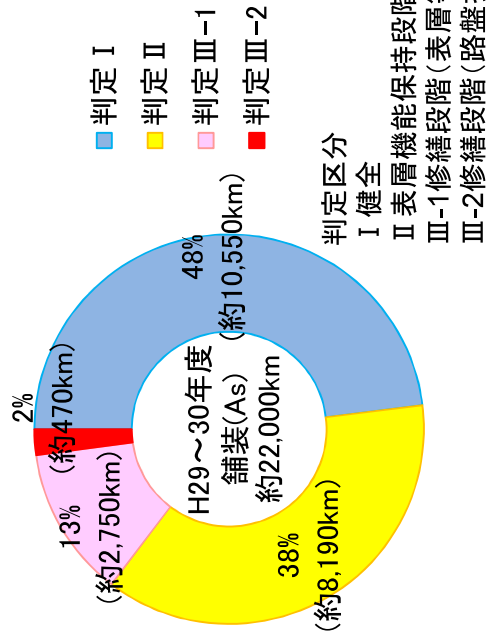
舗装



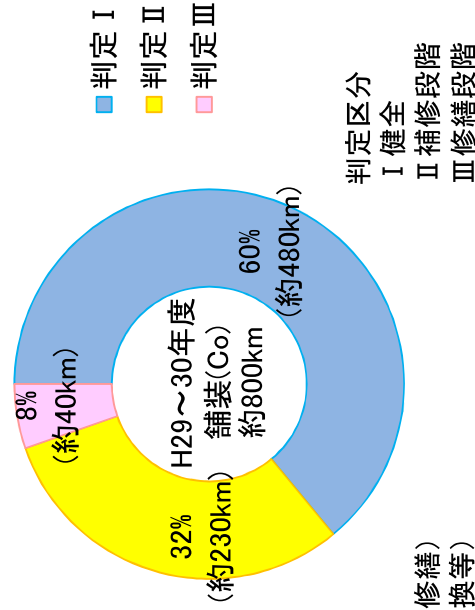
小規模附属物



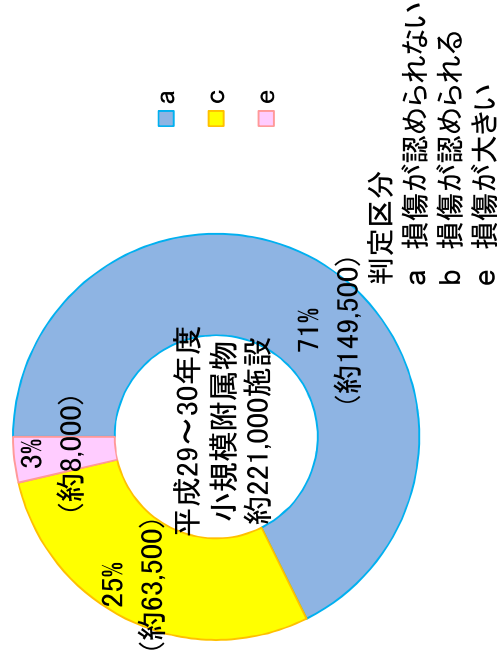
アスファルト舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



コンクリート舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



小規模附属物点検結果 損傷度の判定区分割合



措置の状況(判定区分Ⅲ、Ⅳ)

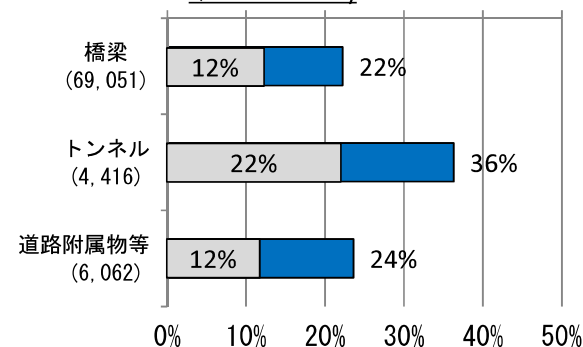
- 全国の橋梁において、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)のうち修繕に着手した割合は、国土交通省管理で53%、地方公共団体管理で20%。また修繕が完了した割合は、国土交通省管理で18%、地方公共団体管理で12%。(修繕未着手は、国土交通省管理で約0.2万橋、地方公共団体管理で約5.0万橋)
- 地方公共団体が管理する橋梁について、H30末時点の点検結果を踏まえた措置の状況は、想定しているペース(判定区分Ⅲであれば次回点検の5年以内に修繕を実施)に比べて遅れている。

判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁における修繕着手・完了率

管理者	修繕が必要な 施設数(A)	修繕着手済み 施設数(B)		修繕未着手 施設数	修繕着手率(B/A)、完了率(C/A)	
		うち完了(C)			点検年度	0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	3,427	1,811 (53%)	617 (18%)	1,616 (47%)	H26	39% 92%
					H27	27% 77%
					H28	12% 62%
					H29	7% 28%
					H30	8% 13%
高速道路会社	2,647	846 (32%)	457 (17%)	1,801 (68%)	H26	55% 78%
					H27	31% 49%
					H28	15% 41%
					H29	10% 25%
					H30	4% 7%
地方公共団体	62,977	12,700 (20%)	7,430 (12%)	50,277 (80%)	H26	26% 35%
					H27	18% 29%
					H28	12% 22%
					H29	4% 11%
					H30	2% 6%
都道府県政令市等	20,586	4,889 (24%)	2,684 (13%)	15,697 (76%)	H26	25% 34%
					H27	21% 35%
					H28	13% 26%
					H29	5% 16%
					H30	3% 9%
市区町村	42,391	7,811 (18%)	4,746 (11%)	34,580 (82%)	H26	27% 35%
					H27	16% 26%
					H28	11% 20%
					H29	4% 9%
					H30	2% 5%
合計	69,051	15,357(22%)	8,504(12%)	53,694(78%)		修繕完了済 修繕着手済

事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕)

(H26~H30)



※平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

↑: H30末時点で次回点検までの修繕実施を考慮した場合に想定されるペース

- H26点検実施施設(4年経過): 80%
- H27点検実施施設(3年経過): 60%
- H28点検実施施設(2年経過): 40%
- H29点検実施施設(1年経過): 20%
- H30点検実施施設(0年経過): 0%

措置の状況(判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネル)

- 全国のトンネルにおいて、次回点検までに措置を講ずべきトンネル(判定区分Ⅲ・Ⅳ)のうち修繕に着手した割合は、国土交通省管理で64%、地方公共団体管理で24%。また修繕が完了した割合は、国土交通省管理で37%、地方公共団体管理で13%。(修繕未着手は、国土交通省管理で186施設、地方公共団体管理で2,429施設)
- 地方公共団体が管理するトンネルについて、H30末時点の点検結果を踏まえた措置の状況は、想定しているペース(判定区分Ⅲであれば次回点検の5年以内に修繕を実施)に比べて遅れている。

判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルにおける修繕着手・完了率

管理者	修繕が必要な 施設数 (A)	修繕着手済み 施設数 (B)		修繕未着手 施設数	点検年度	修繕着手率 (B/A)、完了率 (C/A)						
		うち完了 (C)	0%			20%	40%	60%	80%	100%		
国土交通省	521	335 (64%)	194 (37%)	186 (36%)	H26	73%85%						
					H27	51%82%						
					H28	24%69%						
					H29	6%30%						
					H30	4%25%						
高速道路会社	692	495 (72%)	350 (51%)	197 (28%)	H26	74%88%						
					H27	70%89%						
					H28	55%88%						
					H29	13%41%						
					H30	3%10%						
地方公共団体	3,203	774 (24%)	429 (13%)	2,429 (76%)	H26	29%35%						
					H27	31%45%						
					H28	17%39%						
					H29	6%15%						
					H30	3%9%						
	都道府県 政令市等	2,346	620 (26%)	341 (15%)	1,726 (74%)	H26	30%32%					
						H27	32%46%					
						H28	17%40%					
						H29	6%15%					
						H30	2%10%					
	市区町村	857	154 (18%)	88 (10%)	703 (82%)	H26	29%41%					
						H27	19%33%					
						H28	13%31%					
						H29	7%15%					
						H30	4%8%					
合計	4,416	1,604(36%)	973(22%)	2,812(64%)		修繕完了済修繕着手済						

※平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

↑ : H30末時点で次回点検までの修繕実施を考慮した場合に想定されるペース

H26点検実施施設(4年経過): 80%、H27点検実施施設(3年経過): 60%、H28点検実施施設(2年経過): 40%、H29点検実施施設(1年経過): 20%、H30点検実施施設(0年経過): 0%

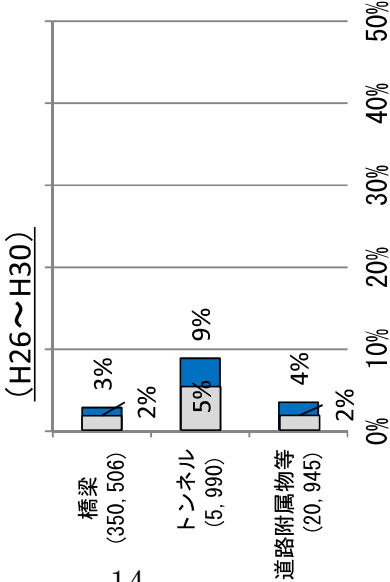
措置の状況(判定区分Ⅱ)

○ ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

判定区分Ⅱの橋梁における修繕着手・完了率

管理者	修繕必要 施設数(A)	修繕着手済み 施設数(B)		修繕未着手 施設数	修繕着手率(B/A)、完了率(C/A)				
			うち完了(C)		0%	20%	40%	60%	80%
国土交通省	11,483	2,974 (26%)	918 (8%)	8,509 (74%)					

予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)



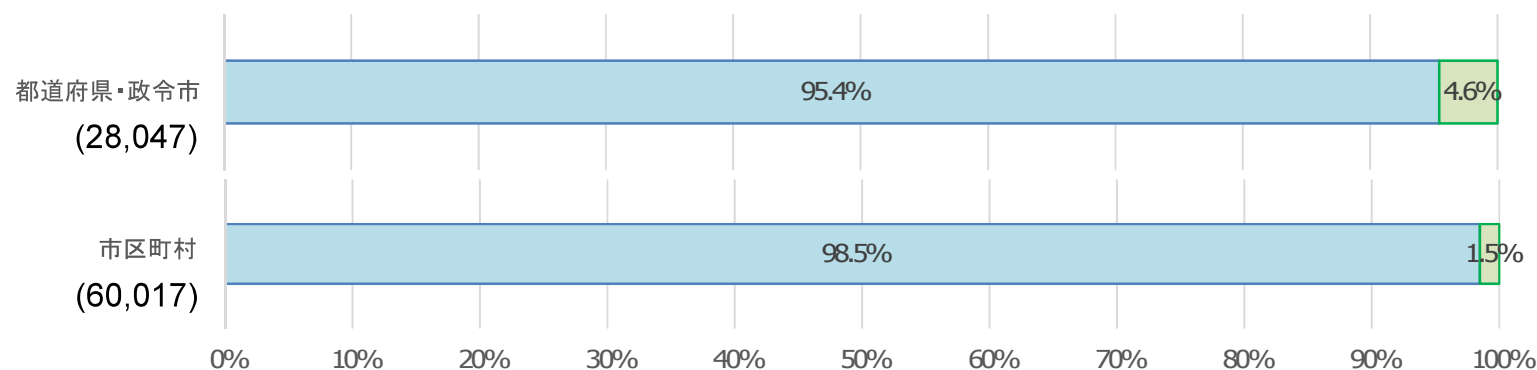
※平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅱと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

点検・修繕の財源の状況

○地方公共団体が実施する橋梁の定期点検費用について、都道府県政令市では95%、市区町村では99%の橋梁が社会資本整備総合交付金を活用して点検を実施。

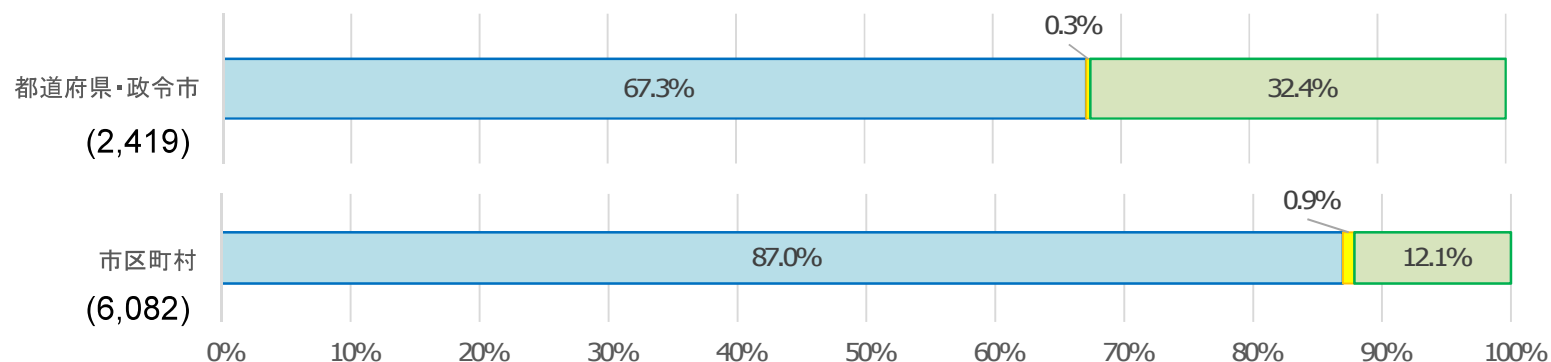
○地方公共団体が実施する橋梁の修繕について、都道府県・政令市では68%、市区町村では88%の橋梁が、交付金または補助事業を活用し、地方単独費のみを充当したものは12%～32%。

地方公共団体がH30に実施した橋梁の定期点検における充当予算の状況



※H30に委託点検を実施した橋梁のうち、報告のあったN=88,064橋を対象に橋梁数ベースで算出。

地方公共団体がH30に実施した橋梁の修繕における充当予算の状況

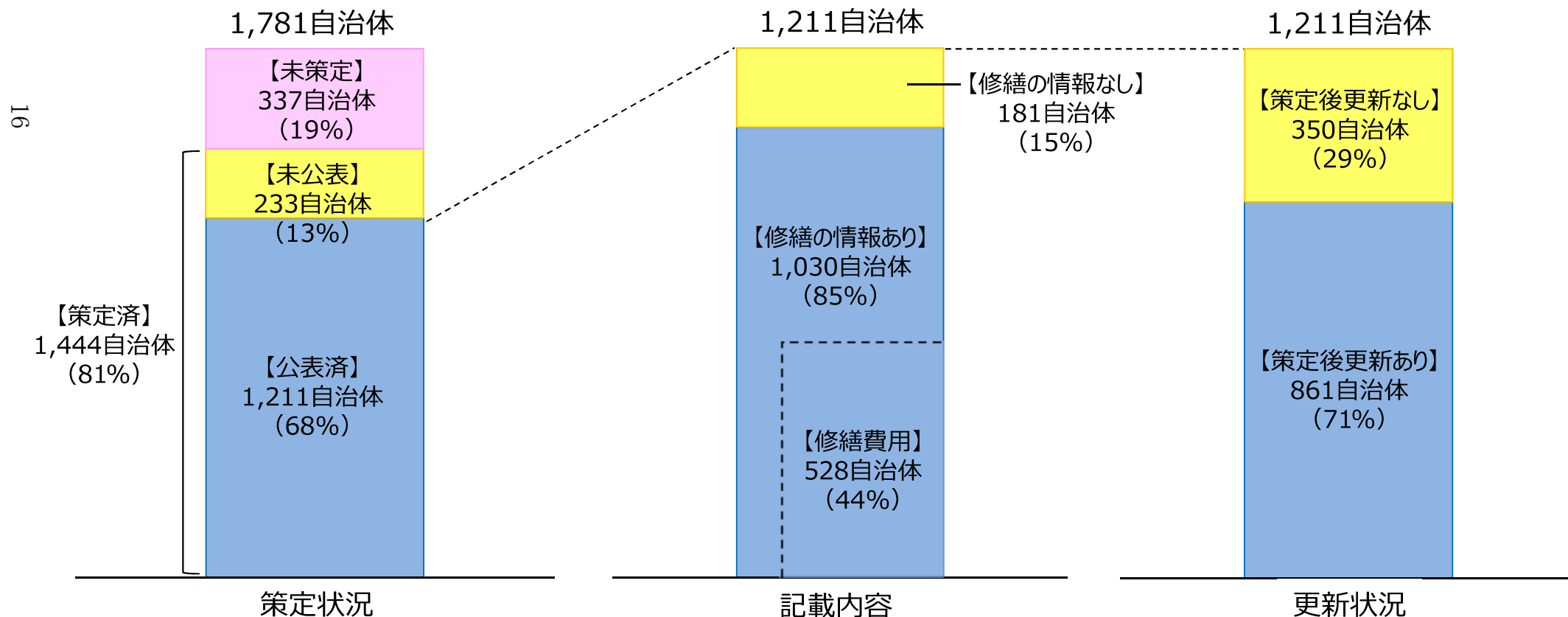


※H30に修繕を実施した橋梁のうち、報告のあったN=8,501橋を対象に橋梁数ベースで算出。

措置に係る実施計画(長寿命化修繕計画)の策定状況

- 橋梁の長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定した地方公共団体は81%あり、公表までしている地方公共団体は68%。
- 公表している計画のうち、修繕の時期や内容を橋梁毎に示した計画となっている地方公共団体は85%あり、修繕費用を示した計画となっている地方公共団体は44%。
- また、公表している計画のうち、点検結果を反映するなど計画の更新を行ったことのある地方公共団体は71%。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

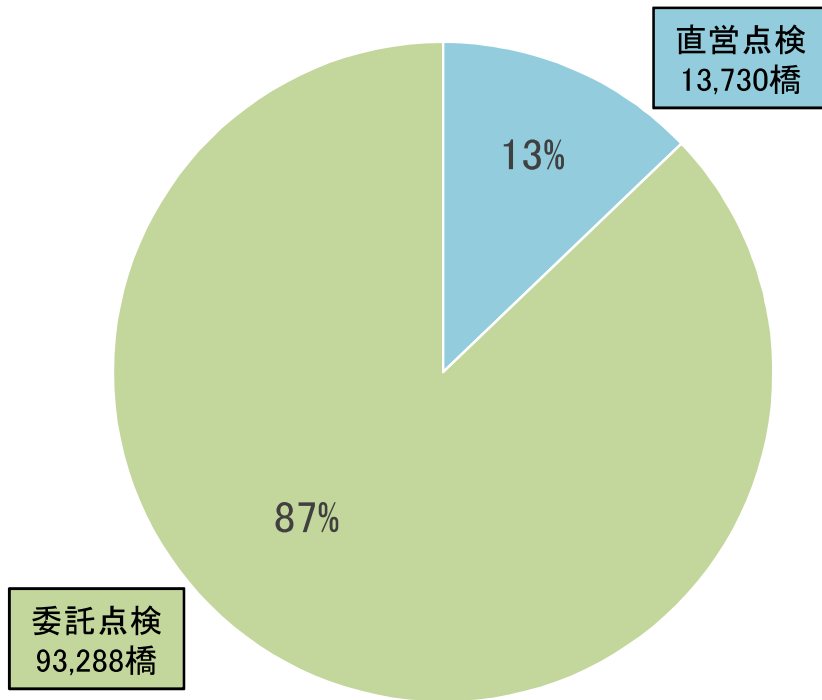


※平成31年3月31日時点 (国土交通省道路局調べ)

点検実施者の保有資格等

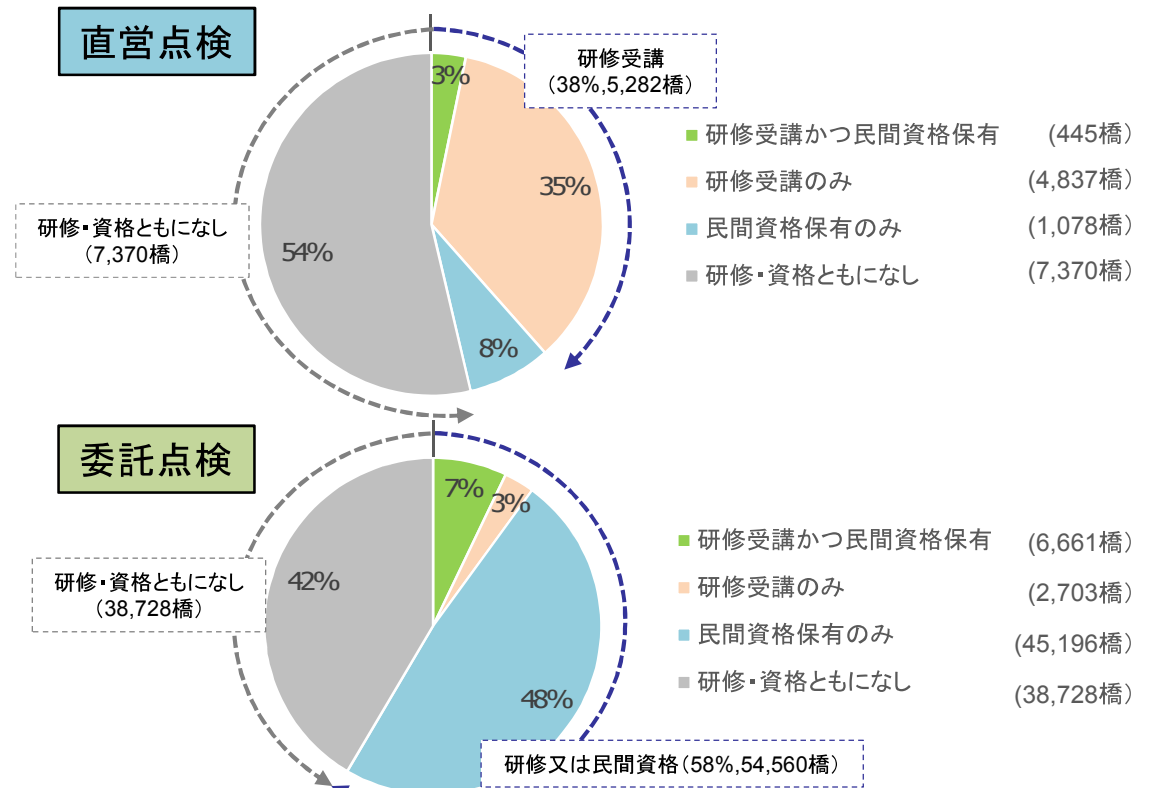
- 平成30年度に実施した橋梁点検のうち、地方公共団体管理の橋梁では、13%の施設が直営点検、87%の施設が委託点検により点検を実施。
- 直営点検により点検された橋梁の点検実施者のうち38%が国土交通省が実施する研修※¹を受講している。一方、半数を超える54%が、研修未受講かつ民間資格※²未保有。
- 委託点検により点検された橋梁の点検実施者のうち、国土交通省が実施する研修の受講歴又は民間資格を有するのは58%に対し、42%が研修未受講かつ民間資格未保有。

H30点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※H30に点検を実施した橋梁のうち、報告があった107,018橋を対象に橋梁数ベースで算出。(右図も同様)

点検実施者の保有資格や研修受講歴

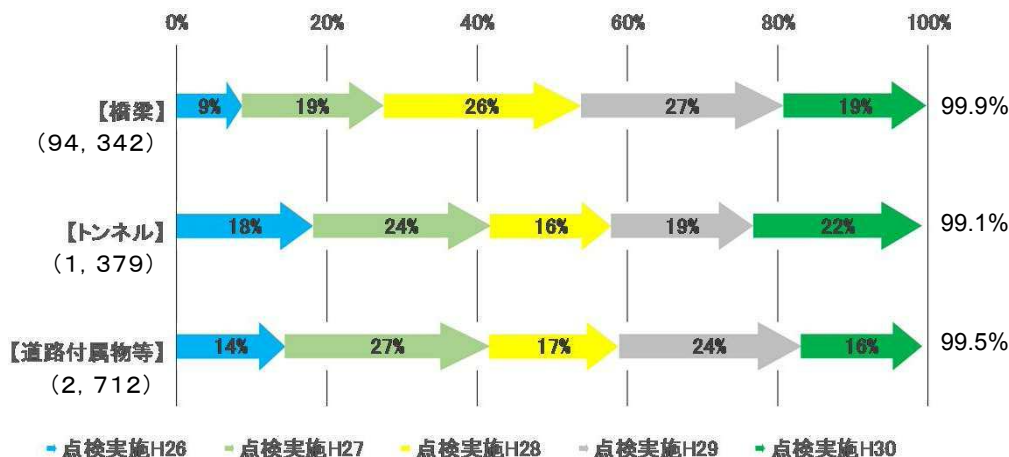


※¹ 研修: 国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
 ※² 民間資格: 国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格)

中国地整管内の点検実施状況(全体)

- 平成26年度～平成30年度までの1巡目の点検実施状況は、新設や架け替え工事中、被災により点検ができなかったものを除き、点検を完了。
○令和元年度からも、点検の平準化や点検支援技術の活用など効率化を図り、2巡目の点検を計画的に実施する予定。

【平成26年度～平成30年度までの点検実施状況】



道路施設	管理施設数	H26～H30 点検対象施設数 ※1	H26～30 点検実施数	H26～30 点検実施率 ※2
橋 梁	94,917	94,342	94,231	99.9%
トンネル	1,412	1,379	1,367	99.1%
道路附属物等	2,769	2,712	2,699	99.5%
合計	99,098	98,433	98,297	99.9%

※1: 平成31年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設

※2: 点検対象施設を分母とした点検実施施設の割合

【道路管理者別 点検状況】

【橋 梁】

管理者	管理施設数	H26～H30 点検対象施設数 ※1	H26～30 点検実施数	H26～30 点検実施率 ※2
国土交通省	4,866	4,761	4,761	100%
高速道路会社	2,256	2,255	2,255	100%
地方公共団体	87,795	87,326	87,215	99.9%
合計	94,917	94,342	94,231	99.9%

※国土交通省の管理施設から兵庫県分を除く

【トンネル】

管理者	管理施設数	H26～H30 点検対象施設数 ※1	H26～30 点検実施数	H26～30 点検実施率 ※2
国土交通省	256	239	239	100%
高速道路会社	311	311	311	100%
地方公共団体	845	829	817	98.6%
合計	1,412	1,379	1,367	99.1%

【道路附属物等】

管理者	管理施設数	H26～H30 点検対象施設数 ※1	H26～30 点検実施数	H26～30 点検実施率 ※2
国土交通省	870	841	841	100%
高速道路会社	626	612	612	100%
地方公共団体	1,273	1,259	1,246	99.0%
合計	2,769	2,712	2,699	99.5%

※国土交通省の管理施設から兵庫県分を除く

※1: 平成31年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設

※2: 点検対象施設を分母とした点検実施施設の割合

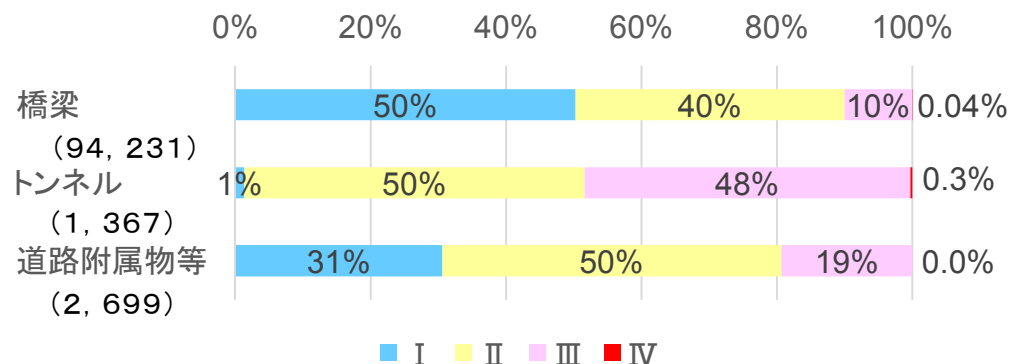
中国地整管内の点検結果、修繕実施状況(全体)

○1巡目(平成26年度～平成30年度)の点検結果は、Ⅲ判定(早期措置段階)以上が、橋梁が1割、トンネルが5割、道路附属物等が2割
○修繕の着手状況は、橋梁が国土交通省：55%、高速道路会社：15%、県・政令市等、市町村：14%
トンネルが国土交通省：79%、高速道路会社：86%、県・政令市等、市町村：37%、18%
道路附属物等が国土交通省：43%、高速道路会社：71%、県・政令市等、市町村：18%、15%に着手して

る。

【点検診断結果(平成26～30年度)】

【道路管理者別 修繕着手状況(平成26～30年度点検施設)】



道路附属物等

1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況

	点検実施年度	修繕に必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)
国土交通省	H26	0	0	0%
	H27	9	9	100%
	H28	14	11	79%
	H29	32	10	31%
	H30	22	3	14%
高速道路会社	H26	13	12	92%
	H27	23	23	100%
	H28	1	1	100%
	H29	5	0	0%
都道府県・政令市等	H26	38	22	58%
	H27	81	14	17%
	H28	60	18	30%
	H29	122	3	2%
市町村	H26	21	1	5%
	H27	11	3	27%
	H28	12	3	25%
	H29	14	4	29%
	H30	15	0	0%

※平成26～30年度に判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、平成30年度までに修繕(設計を含む)に着手した割合(H31.3末時点)

橋梁

1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況

	点検実施年度	修繕に必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)
国土交通省	H26	67	67	100%
	H27	33	30	91%
	H28	27	22	81%
	H29	44	11	25%
	H30	92	15	16%
高速道路会社	H26	7	6	86%
	H27	66	19	29%
	H28	9	3	33%
	H29	162	35	22%
	H30	184	0	0%
都道府県・政令市等	H26	610	102	17%
	H27	451	118	26%
	H28	932	129	14%
	H29	709	76	11%
	H30	462	17	4%
市町村	H26	921	184	20%
	H27	1,322	285	22%
	H28	1,348	214	16%
	H29	1,175	86	7%
	H30	835	24	3%

トンネル

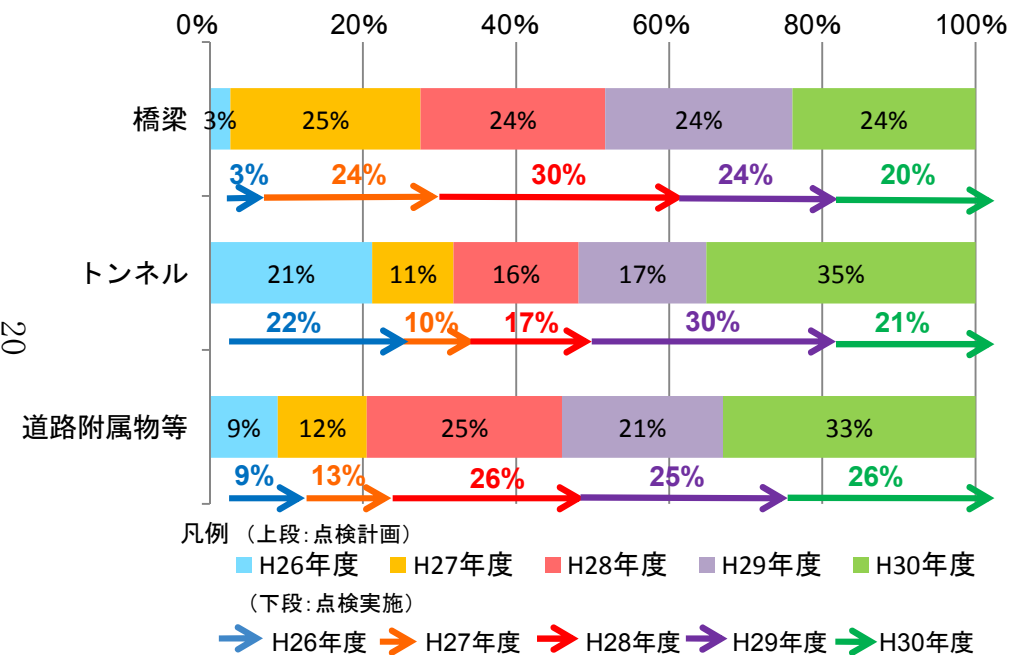
1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況

	点検実施年度	修繕に必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)
国土交通省	H26	24	24	100%
	H27	22	22	100%
	H28	11	11	100%
	H29	13	2	15%
	H30	11	5	45%
高速道路会社	H26	49	49	100%
	H27	100	99	99%
	H28	31	31	100%
	H29	15	0	0%
	H30	12	0	0%
都道府県・政令市等	H26	21	11	52%
	H27	78	35	45%
	H28	61	28	46%
	H29	50	13	26%
	H30	69	15	22%
市町村	H26	14	8	57%
	H27	2	1	50%
	H28	11	3	27%
	H29	17	2	12%
	H30	52	3	6%

島根県内の点検実施状況(全体)

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は全ての橋梁・トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。
- 平成30年度末で、点検不要となった2施設(1橋、1トンネル)を除き全点検対象施設の点検を完了。(1巡目点検完了)

<5年間の点検計画と平成30年度までの実施状況>



道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検対象施設数 ②	H26～H30 点検実施数 ③	H30年度末 点検実施率 ④=③/②
橋梁	14,465	14,349	14,348	100.0%
トンネル	340	327	326	99.7%
道路附属物等	347	342	342	100.0%

※ 管理施設数および点検対象施設数は、H31.3月末時点
※ 点検実施数③及び点検実施率は速報値

<道路管理者別 点検状況>

【橋梁】				
※実施率は少数第2位四捨五入				
管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検対象施設数 ②	H26～H30 点検実施数 ③	H30年度末 点検実施率 ④=③/②
国土交通省	716	684	684	100.0%
高速道路会社	168	168	168	100.0%
地方公共団体	13,581	13,497	13,496	100.0%
合計	14,465	14,349	14,348	100.0%

【トンネル】				
管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検対象施設数 ②	H26～H30 点検実施数 ③	H30年度末 点検実施率 ④=③/②
国土交通省	55	50	50	100.0%
高速道路会社	32	32	32	100.0%
地方公共団体	253	245	244	99.6%
合計	340	327	326	99.7%

【道路附属物等】				
管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検対象施設数 ②	H26～H30 点検実施数 ③	H30年度末 点検実施率 ④=③/②
国土交通省	167	163	163	100.0%
高速道路会社	58	58	58	100.0%
地方公共団体	122	121	121	100.0%
合計	347	342	342	100.0%

○ 島根県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）2橋（0.07%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は206橋（7.2%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は769橋（26.8%）

＜平成30年度管理者別点検結果（橋梁）＞

管理者	管理施設数 (H31.4.1現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	716	161	127	24	10	0
高速道路会社	168	16	0	15	1	0
島根県	2,733	639	412	173	54	0
市区町村	10,848	2,056	1,356	557	141	2
合計	14,465	2,872	1,895	769	206	2

※ 点検実施数はH31.3月末時点【速報値】

島根県のH30点検結果

○ 島根県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は34箇所（42.0%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は47箇所（58.0%）

<平成30年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数 (H31.4.1現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	55	5	0	5	0	0
高速道路会社	32	0	0	0	0	0
島根県	195	52	0	28	24	0
市区町村	58	24	0	14	10	0
合計	340	81	0	47	34	0

※ 点検実施数はH31.3月末時点【速報値】

島根県のH30点検結果

○ 島根県の道路附属物の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は18箇所（19.8%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は40箇所（44.0%）

<平成30年度管理者別点検結果(道路附属物)>

管理者	管理施設数 (H31.4.1現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	167	52	22	20	10	0
高速道路会社	58	12	4	8	0	0
島根県	105	23	7	9	7	0
市区町村	17	4	0	3	1	0
合計	347	91	33	40	18	0

※ 点検実施数はH31.3月末時点【速報値】

○ 平成30年度判定区分Ⅳの施設は、橋梁2箇所。緊急措置を実施。
トンネル、道路附属物は無し。

＜判定区分Ⅳのリスト＞
○橋梁

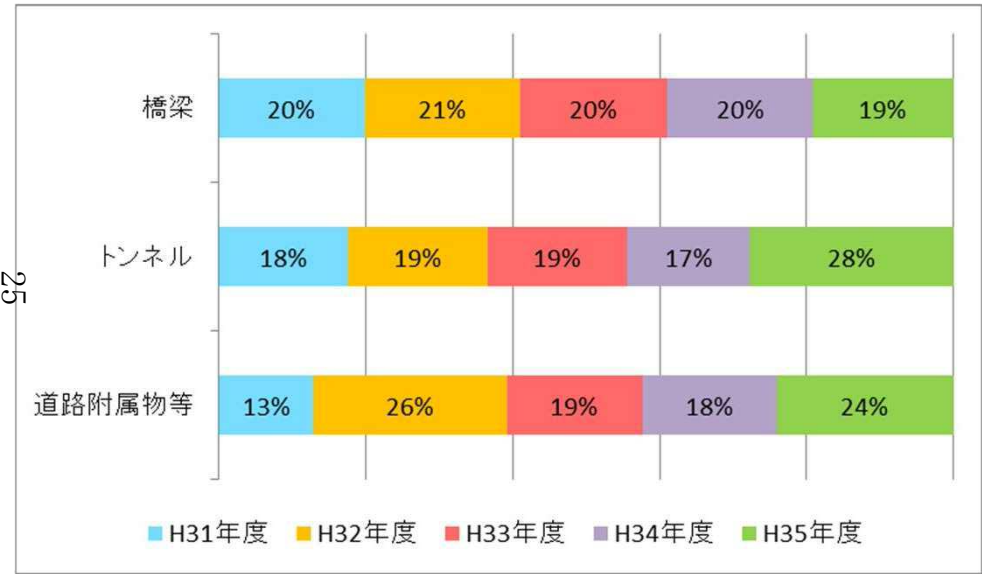
管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急（応急）措置状況
益田市	平川橋	平川線	1938	橋脚基礎の洗掘	通行止め
吉賀町	庄屋橋	沖場河内線	1955	木製床版の抜け落ち	通行止め

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁・トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。
- 1巡目点検から2巡目点検は平準化を考えて計画を作成。

<5年間(H31~35)の点検計画>



【道路施設】	管理施設数	H31 点検計画	H32 点検計画	H33 点検計画	H34 点検計画	H35 点検計画
橋梁	14,579	2,876	3,056	3,006	2,869	2,772
トンネル	336	59	64	64	56	93
道路付属物等	350	45	92	65	64	84

※ 管理施設数は、H31.3月末時点
※ 点検計画数は、H31.3月の点検計画数。
注: 今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更する場合があります。

<道路管理者別 点検計画>

【橋梁】

管理者	管理施設数	H31 点検計画	H32 点検計画	H33 点検計画	H34 点検計画	H35 点検計画
国土交通省	719	136	152	139	164	128
高速道路会社	168	42	20	60	34	12
地方公共団体	13,692	2,698	2,884	2,807	2,671	2,632
合計	14,579	2,876	3,056	3,006	2,869	2,772

【トンネル】

管理者	管理施設数	H31 点検計画	H32 点検計画	H33 点検計画	H34 点検計画	H35 点検計画
国土交通省	56	14	14	5	8	15
高速道路会社	32	8	9	10	3	2
地方公共団体	248	37	41	49	45	76
合計	336	59	64	64	56	93

【道路付属物等】

管理者	管理施設数	H31 点検計画	H32 点検計画	H33 点検計画	H34 点検計画	H35 点検計画
国土交通省	168	4	49	38	27	50
高速道路会社	60	21	12	13	9	5
地方公共団体	122	20	31	14	28	29
合計	350	45	92	65	64	84

※H30年度 第2回島根県道路メンテナンス会議資料より

平成30年度 研修・講習会の開催状況

資料 6

名称	開催日	参加者	主催
アドバイザー制度	適宜	自治体	島根県
公共土木施設長寿命化研修	7月23日	自治体	島根県
橋梁点検実務研修	10月12日	自治体	島根県
道路橋の直営点検・補修に関する講習会	12月20日	自治体	島根県



アドバイザー制度 実施状況

	アドバイザー（橋梁調査会）		アドバイザー（コンクリート診断士会）	
	（島根県）	（市町村）	（島根県）	（市町村）
4月				
5月	松江県土 出雲県土			
6月	広瀬土木 県庁	邑南町		
7月	大田事業所 雲南県土			
10月	出雲県土 松江県土		益田県土	
11月	津和野土木			
12月	松江県土 浜田県土	松江市	津和野土木	津和野町 吉賀町
1月	益田県土 出雲県土		松江県土	
2月	松江県土 雲南県土 隠岐県土 広瀬土木 県央県土	安来市 邑南町	松江県土 出雲県土 雲南県土 隠岐県土 県央県土	
3月	出雲県土 県庁		県庁	



橋梁点検講習会 座学状況



橋梁講習会 受講状況

令和元年度の取り組み(予定)

H30年度と同様に、自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上のため、研修・講習会等を実施予定

①点検支援技術活用講習会 〈1日、中国地方整備局〉

対 象:自治体職員及び直轄職員

参加人数:40名(うち自治体職員30名程度)

時 期:R1. 8. 5 直轄職員6名+自治体30名

目 的:地方公共団体の職員の技術力育成のため、
新技術活用の際の留意点等について理解してもらい、
知識・技能等を取得するための講習会。



②その他点検講習会等

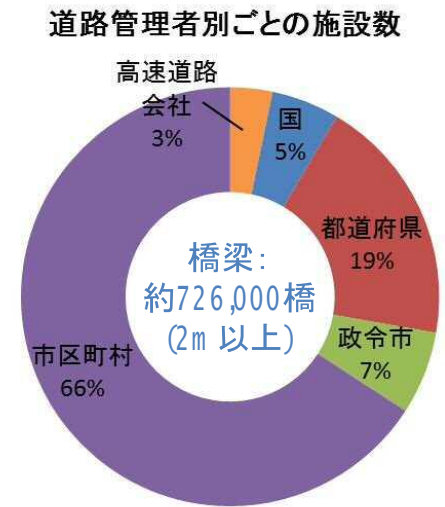
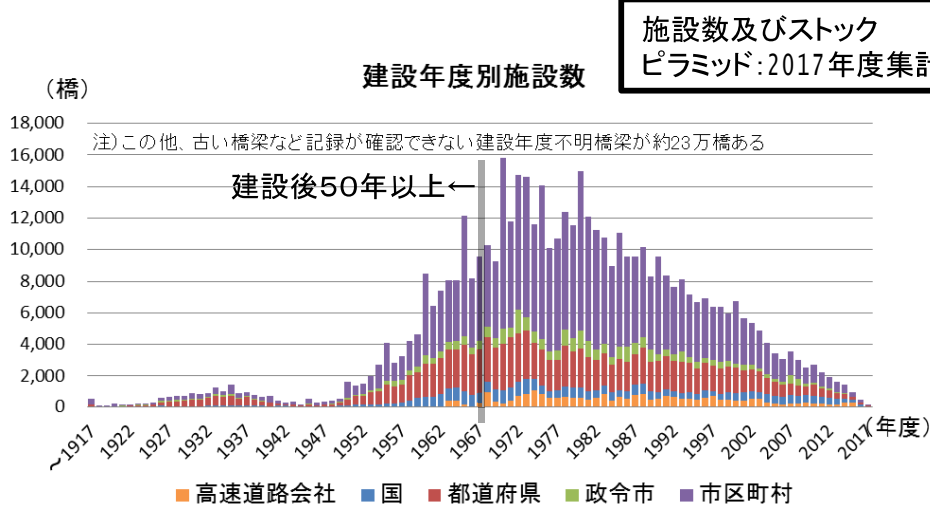
名称	開催日	参加者	主催
アドバイザー制度	適宜	自治体	島根県
公共土木施設長寿命化研修	6月13日	自治体	島根県
橋梁点検実務研修	8月29日 8月30日	自治体	島根県

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」

資料 7

現在のインフラの状況（老朽化が進むインフラ）

出典：国土交通省調べ



高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、
建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、
ここでは便宜的に建設後50年で整理。

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋[約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約25%	約39%	約63%
トンネル[約1万本 ^{注2)}]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等)[約1万施設 ^{注3)}]	約30%	約43%	約64%
下水道管きょ[総延長:約45万km ^{注4)}]	約4% (2016年3月時点)	約8%	約21%
港湾岸壁[約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約10% (2016年3月時点)	約32%	約58%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。

注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)

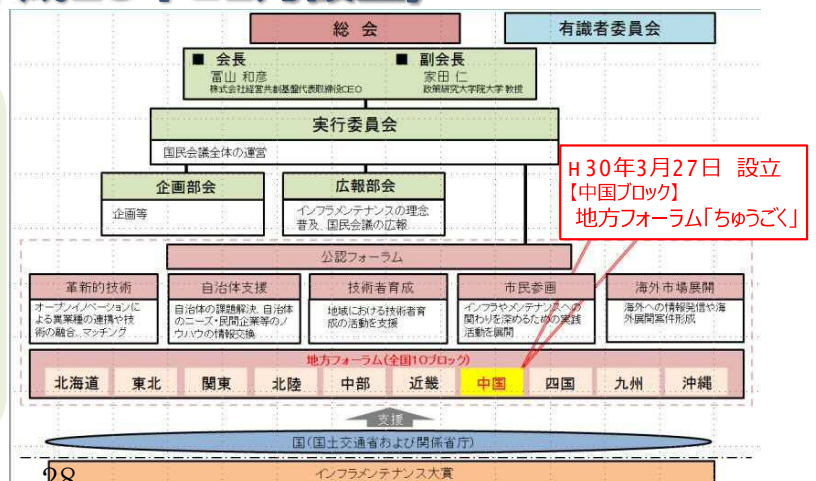
注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

インフラメンテナンス国民会議（平成28年11月設立）

目的

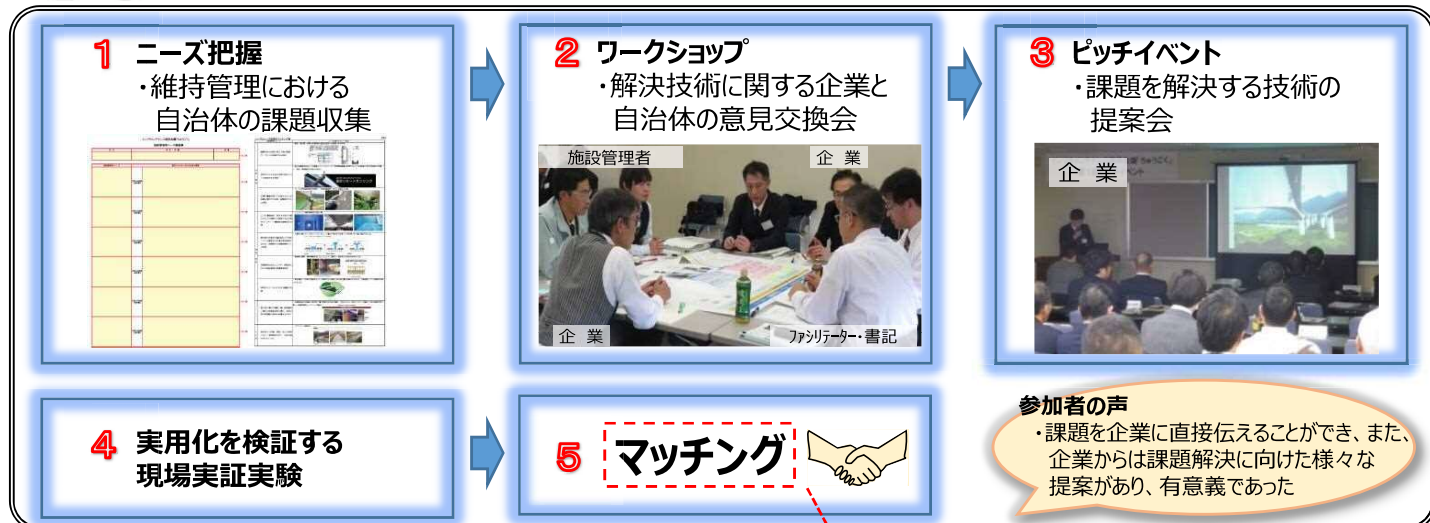
1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. 地方自治体への支援
4. インフラメンテナンスの理念の普及
5. インフラメンテナンスへの市民参画の推進



インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」の活動内容

○インフラメンテナンスのベストプラクティス（好事例）の水平展開

・施設管理者（自治体等）が抱える維持管理の課題解決に向けた民間企業等のノウハウの情報交換を行うために
1～5の取り組みを進める



○民間企業と連携した中国地方発の技術開発

・①の取り組みの成果として、異業種の連携や技術の融合（中国地方の企業間でのマッチングによる技術開発）

※マッチング案件に関する証明、認証、技術の裏付けを国が行うものではない

★国民会議の活動による企業連携・技術マッチングの成果例★

<官民マッチング（現場試行等）>



インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」へ参画した場合のメリット

○インフラメンテナンスのベストプラクティス（好事例）の水平展開

○民間企業と連携した中国地方発の技術開発



民間活用の取組事例の紹介



課題解決に繋がるアイデア紹介



技術の紹介やマッチング



マッチング成立した技術の実証試験

◆施設管理者のメリット

- ✓ ベストプラクティスの情報共有（課題と解決策の共有）
- ✓ メンテナンスの効率化・高度化

◆民間企業のメリット

- ✓ 施設管理者のニーズの把握
- ✓ 保有技術の活用・応用、新技術の開発

◆施設管理者のメリット

- ✓ 施設管理者のニーズを踏まえた技術開発
- ✓ 地元のメンテナンス産業の育成、拡大

◆民間企業のメリット

- ✓ 技術開発のための実証を行うフィールドを使用
- ✓ 地方公共団体等の実績の確保
- ✓ 異業種企業との連携による開発コストの分散・縮減

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」への入会案内

入会手続きは、国民会議「ちゅうごく」HP（<http://www.cgr.mlit.go.jp/in/index.htm>）からお願いします。

●手続き1.インフラメンテナンス国民会議への入会

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

送付先：hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

●手続き2.国民会議「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）への入会

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

送付先：jcim-chugoku@fukken.co.jp

入会金・
年会費等
は無料！

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」

ホーム

国民会議とは

入会案内

お問い合わせ

過去のイベント等

入会方法 （年会費は、無料です！！！！）

○インフラメンテナンス国民会議『ちゅうごく』に入会していただくには、

1.インフラメンテナンス国民会議と 2.「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）に様式をメールして下さい。

○または、様式に記載して提出いただければ、事務局でメールしておきます。

●入会を希望される方は、次の2つの申込み手続きをお願いいたします。

1. インフラメンテナンス国民会議【入会申込書】

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

入会申込み書の送付先：hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

問合せ

① 第K-1号様式をメール

2. 「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）【「ちゅうごく」入会申込書】

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

「ちゅうごく」入会申込書の送付先：jcim-chugoku@fukken.co.jp

② 第F-2号様式をメール

「インフラメンテナンス国民会議」入会申込書

インフラメンテナンス国民会議事務局 御中

インフラメンテナンス国民会議への入会を申し込みます。

申込者

会員種別			
企業・団体等 名称			
企業・団体等 所在地		〒	-
		住所	
代表者 (窓口(正))	氏名	(よみがな)	
	所属		
	役職		
	連絡先	TEL	
		メール	
代表者 (窓口(副))	氏名	(よみがな)	
	所属		
	役職		
	連絡先	TEL	
		メール	

※企業・団体内の方に対するメルマガ等の配信については、正又は副窓口代表者より転送願います。

※正・副代表者が異動等により変更となる場合は、事務局に連絡下さい。

※メールアドレス等を手書きで記入するときは、アルファベットの太文字と小文字が判るように記入をお願いします。

例 数字の1(イチ)とアルファベット小文字 l(エル)

数字の0(ゼロ)とアルファベット太文字 O(オー)

※入会申込書の提出によりご登録いただいた個人情報の全部又は一部を国土交通省と国民会議の運営支援のために業務委託契約を締結した委託先企業に対し、会員情報整理のために提供することがあります。

(第F-2号様式)

(インフラメンテナンス国民会議 公認フォーラム)

参加申込書兼同意書

フォーラムリーダー殿

公認フォーラム企画委員 御中

インフラメンテナンス国民会議事務局 御中

私は、公認フォーラム運営規程及び公認フォーラム参加同意書について了承、同意し、以下の公認フォーラムへの参加を申し込みます。

		申込日		年	月	日
参加公認フォーラム		地方フォーラム「ちゅうごく」				
フリガナ		性別				
お名前						
		生年月日	西暦年	月	日	
連絡先(TEL)						
連絡先(E-mail)						
所 属・会社名						
部 署						
役 職						
業 種		(大分類) ○○○○ (中分類) ○○○○				
職 種		(大分類) ○○○○ (中分類) ○○○○				

※業種については、「日本標準産業分類」における大分類と中分類を記載してください。

(総務省HP) http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

※職種については、「職業分類表」における大分類と中分類を記載してください。

(厚労省HP) <http://www.jil.go.jp/institute/seika/shokugyo/bunrui/index.html>